



「火入れに伴う火災とまぎらわしい行為」の届出は3日前までに消防署へ！



◆ 火入れ等とは？

	種類	対応	備考
①	防風林の枝焼き	消防受付 (10tトラック1台分に満たないもの)	10tトラック1台分以上あれば、産業振興課林務担当が対応します(火入許可)
②	野焼き	認めません (右記例外あり)	農業、林業を営む上でやむを得ない廃棄物の焼却であれば、認めて消防受付する (例)防虫目的の豆殻・畦畔の枯れ草等の焼却。学校行事等のキャンプファイヤー
③	住宅の枝焼き	認めません	燃やせるゴミとして扱っているため、紐で縛り、燃やせるゴミの袋と一緒に出す
④	ごみ焼き	認めません	
⑤	山林火入れ	役場許可	産業振興課林務対応

※届出書、電話又は口頭(火災予防規則様式第9号)で受理します。

◆ 消火用具の準備

- 水道から放水するホース
- 消火器
- 水バケツ
- 背負い式消火水のう(ジェットシューター)※消防署貸し出し

◆ その他

- (1)道路の通行に支障がある場合や近くの住民に迷惑を及ぼす場合は、即座に中止してもらいます。
- (2)必要に応じて、背負い式消火水のう(ジェットシューター)を貸し出しますので消防署へ連絡してください。
- (3)問い合わせ先
 - ・山林・防風林については、産業振興課林務担当に連絡(5-5213)
 - ・その他については、町民課住民生活Gに連絡(5-5231)
- (4)災害発生時には、とちぎ広域消防局への移行に伴い、通報が全て帯広の消防局へ入電されます。一般加入で土幌消防署に通報すると、消防局にかけ直してもらうことになり、出勤の遅延となる可能性がありますので、119番で通報するようお願いします。また、住所は「土幌町」と「何線何番地」を伝えてください。

※ 火災予防のために、4月20日から5月20日までを「無煙期間」とし、全町内一切火入れをすることはできません。

担当 土幌消防署予防係 ☎5-2323